

平成 31 年 4 月 1 日

生徒・保護者の皆様

尾道市立重井中学校

校長 中尾 和彦

自転車通学について

自転車通学許可規則

◆自転車通学者は、次の事項を必ず守ること

- 学校に許可願いを提出し、自転車点検を受け、ヘルメットの着用を条件に許可する。
- 決められた通学路を通ること。
- ヘルメットをかぶり、安全ベルトをきちんとしめること。
- 雨の日に自転車で通学する場合には、カッパを着用し傘差し運転は絶対にしないこと。
- 整備の行き届いた自転車で、安全に登下校すること。
- 自転車通学生は、交通ルール（交通法規・その他の約束事項）を守ること。
- 自転車は、派手にならないもの。変形ハンドルは許可しない。
- ハンドル・サドルは適正な位置にする。
- 自転車前方にかご、後方に荷台があるものとする。

◆危険行為・規則違反について

- 上記の規則に反する内容があった場合、保護者に連絡をとり、指導しても改善されない場合には、自転車通学を取り消す場合もある。1 回目は、家庭連絡をして指導する。2 回目は、1 週間自転車通学を禁止とする。3 回以上繰り返す場合は、自転車通学許可を取り消す。(二人乗り等の交通違反も同様とする。)

「自転車通学許可願」

尾道市立重井中学校長 様

() 年 () 組 () 番

生徒氏名 _____

規則を守って通学させますので、上記の生徒について自転車通学の許可をお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ ㊟